

○内閣府令第 号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第八項第二号、第八条第二項、第十一条の二第一項第三号及び第十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(高額電子移転可能型前払式支払手段) 第五条の二 「略」 2 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 「一・二 略」 三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。)において前号の権利に関して代価の弁済に充てることが又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。 四 「略」 (登録申請書の添付書類) 第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。 「一〇十 略」 十一 第三者型発行者と加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいい、第二十三条の三第二項第一号に規定する適格寄附金受領者を含む。第四十一条第三項において同じ。)との間の契	(高額電子移転可能型前払式支払手段) 第五条の二 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店(法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。)において前号の権利に関して代価の弁済に充てることが又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。 四 「同上」 (登録申請書の添付書類) 第十六条 「同上」 「一〇十 同上」 十一 第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面

約内容を証する書面

〔十二〕十四 略

(業務実施計画の届出)

第二十條の二 〔略〕

2 法第十一條の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 第二十三條の三第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

〔三〕五 略

3 〔略〕

第二十三條の三 〔略〕

2 前払式支払手段発行者は、寄附(反対給付を受けない金銭の給付を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)のために使用される前払式支払手段を発行する場合にあつては、当該前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び当該前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 第三者型前払式支払手段を用いて、第十六條第十一号に掲げる書面に証された契約内容に基づき、一の寄附ごとに一万円を超えない金額の範囲内で、適格寄附金受領者(次に掲げる者をいう。)

が適切に寄附金を受領するために必要な措置

イ 国

ロ 地方公共団体

〔十二〕十四 同上

(業務実施計画の届出)

第二十條の二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第二十三條の三第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

〔三〕五 同上

3 〔同上〕

第二十三條の三 〔同上〕

〔項を加える。〕

ハ 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

ニ 日本国内において専ら国際機関（条約その他の国際約束に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものその他国を構成員とするものをいう。）のために事務を行う法人のうち金融庁長官が指定する者

ホ 他の法令に規定する目的のために行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等を受けることなく、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募集を行うものとして当該法令に規定されている者のうち金融庁長官が指定する者

二 寄附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

別紙様式第 3 号 (第 14 条関係)

(日本産業規格 A 4)

〔 (第 1 面) ～ (第 3 面) 略 〕

(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の様 等	前払式支払手段の 名称	発行 価格	支払 可能 金額 等	使用 範囲 等	使用 でき る期 又は 期限	寄附 への 使用 の有 無	電子移 転可能 型前払 式支払 手段の 該当の 有無

別紙様式第 3 号 (第 14 条関係)

(日本産業規格 A 4)

〔 (第 1 面) ～ (第 3 面) 同左 〕

(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式 支払手 段の仕 様等	前払式 支払手 段の名 称	発行価 格	支払可 能金額 等	使用範 囲等	使用で きる期 又は 期限	電子移 転可能 型前払 式支払 手段の 該当の 有無

〔表略〕 (記載上の注意) 〔1. ～ 4. 略〕 5. 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。 6. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。 7. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 〔①・② 略〕 ③ 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段 8. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に及び、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。 〔①・② 略〕 ③ 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段 〔 (i) ・ (ii) 略〕 9. 〔略〕 〔 (第5面) ～ (第10面) 略〕	〔同左〕 (記載上の注意) 〔1. ～ 4. 同左〕 〔加える。〕 5. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。 6. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 〔①・② 同左〕 ③ 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段 7. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に及び、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。 〔①・② 同左〕 ③ 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段 〔 (i) ・ (ii) 同左〕 8. 〔同左〕 〔 (第5面) ～ (第10面) 同左〕
備考 表中の「」の記号は、記号である。	

附 則

この府令は、公布の日の翌日から施行する。